

基準日設定につき通知公告

当社は、令和3年3月16日を基準日と定め、同日午前10時現在の株主名簿上の株主をもって、令和3年3月31日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和3年3月1日

大阪府泉大津市式内町2番39号

ダイヘンヒューズ株式会社

代表取締役 奥田 浩司